

平成 21 年 度

公 共 用 水 域 及 び 地 下 水 の  
水 質 測 定 計 画

大 阪 府

# 目 次

<b>1 公共用水域の水質測定計画</b> .....	1
1 目的 .....	3
2 測定地点及び測定機関	
3 測定期間	
4 測定項目 .....	4
5 測定回数 .....	5
6 試料の採取等 .....	6
7 測定方法等	
8 環境基準値および評価方法	
9 測定結果の報告	
10 その他	
(図1-1) 河川の水質測定水域区分 .....	7
(図1-2) 河川の各水域の水質測定地点図 .....	8
(図1-3) 大阪湾水域の水質・底質測定地点図 .....	14
(別表1-1) 測定地点及び測定機関総括表 .....	15
(別表1-2) 測定地点、測定回数一覧表(河川) .....	16
測定地点、測定回数一覧表(海域) .....	22
(別表1-3) 測定方法一覧表 .....	24
(別表1-4) 環境基準値および評価方法 .....	27
(別表1-5) 環境基準の水域類型指定一覧表 .....	30
<b>2 地下水質測定計画</b> .....	31
1 目的 .....	33
2 調査の区分	
3 測定地点及び測定機関	
4 測定期間	
5 測定項目 .....	34
6 測定回数	
7 測定方法	
8 試料の採取等	
9 環境基準値及び評価方法	
10 測定結果の報告 .....	35
11 その他	
(図2-1) 概況調査(定点方式)測定地区図 .....	36
(図2-2) 概況調査(ローリング方式)測定地点図 .....	37
(図2-3) 継続監視調査測定地区図 .....	38
(別表2-1) 測定地点数及び測定機関総括表 .....	39
(別表2-2) 測定地点一覧表(概況調査(定点方式)) .....	40
(別表2-3) 測定地点一覧表(概況調査(ローリング方式)) .....	41
(別表2-4) 測定地点一覧表(継続監視調査) .....	43
(別表2-5) 測定方法、環境基準値等一覧表 .....	46

# 1 公共用水域の水質測定計画



# 平成21年度公共用水域の水質測定計画

## 1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

## 2 測定地点及び測定機関

測定地点は、河川については、原則として、利水状況を考慮しつつ、河川の汚濁状況を総合的に把握できる流末等に設定することとし、また、海域については、原則として、水域の地形、海潮流、主要な汚染源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるよう設定することとする。なお、水質測定地点、底質測定地点及び測定機関は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

### (1) 水質測定地点

河川:105河川 144地点 (環境基準点 94地点、準基準点 50地点)

海域:大阪湾海域 22地点 (環境基準点 15地点、準基準点 7地点)

### (2) 底質測定地点

河川:49地点

海域:15地点(12地点は水質測定的环境基準点と、2地点は準基準点と重複)

準基準点は、水域の状況をより的確に把握するため、環境基準点を補完するとともに、人の健康の保護に関する環境基準の評価を行う

## 3 測定期間

測定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

#### 4 測定項目

原則として、人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び排水基準や水域の特性把握に必要な項目として、次表のとおり設定することとする。

##### (1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目 (健康項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム</li> <li>・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB</li> <li>・ジクロロメタン・四塩化炭素</li> <li>・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン</li> <li>・シス-1,2-ジクロロエチレン</li> <li>・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン</li> <li>・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン</li> <li>・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン</li> <li>・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン</li> <li>・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</li> <li>・ふっ素・ほう素</li> <li>〔ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム</li> <li>・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB</li> <li>・ジクロロメタン・四塩化炭素</li> <li>・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン</li> <li>・シス-1,2-ジクロロエチレン</li> <li>・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン</li> <li>・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン</li> <li>・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン</li> <li>・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン</li> <li>・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</li> <li>〔ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。〕</li> </ul>
イ 生活環境の保全に関する項目 (生活環境項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO)</li> <li>・生物化学的酸素要求量(BOD)</li> <li>・化学的酸素要求量(COD;酸性法)</li> <li>・浮遊物質(SS)・大腸菌群数(E-Coli)</li> <li>・全窒素(T-N)・全りん(T-P)・全亜鉛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO)</li> <li>・化学的酸素要求量(COD;酸性法、アルカリ性法、 過酸性法)・大腸菌群数</li> <li>・ノルマルヘキササン抽出物質(油分)</li> <li>・全窒素(T-N)・全りん(T-P)・全亜鉛</li> </ul>
ウ 特殊項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルマルヘキササン抽出物質(油分)</li> <li>・フェノール類・銅・溶解性鉄</li> <li>・溶解性マンガン・全クロム</li> <li>・陰イオン界面活性剤・亜硝酸性窒素</li> <li>・硝酸性窒素・アンモニア性窒素</li> <li>・りん酸性りん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェノール類・銅・溶解性鉄</li> <li>・溶解性マンガン・全クロム</li> <li>・陰イオン界面活性剤・亜硝酸性窒素</li> <li>・硝酸性窒素・アンモニア性窒素</li> <li>・りん酸性りん・プランクトン数・クロロフィルa</li> <li>・懸濁物質(浮遊物質)</li> <li>・懸濁物質の強熱減量・濁度</li> </ul>
エ 特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ 要監視項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロロホルム</li> <li>・トランス-1,2-ジクロロエチレン</li> <li>・1,2-ジクロロプロパン・p-ジクロロベンゼン</li> <li>・イソキサチオン・ダイアジン</li> <li>・フェントロチオン・イソプロチオラン</li> <li>・オキシ銅・クロロタロニル・プロピザミド</li> <li>・EPN・ジクロロボス・フェノプロカルブ</li> <li>・イプロベンホス・クロロニトロフェン</li> <li>・トルエン・キシレン</li> <li>・フタル酸ジエチルヘキシル・ニッケル</li> <li>・モリブデン・アンチモン・塩化ビニルモノマー</li> <li>・エビクロヒドリン・1,4-ジオキサン・全マンガン</li> <li>・ウラン・フェノール・ホルムアルデヒド</li> </ul>	
カ その他項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温・水温・色相・臭気・透視度</li> <li>・塩素イオン・電気伝導率等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温・水温・色相・臭気・透明度</li> <li>・塩分・電気伝導率等</li> </ul>

特殊項目は、排水基準が定められた項目、大阪府環境総合計画で環境保全目標が定められた項目及び富栄養化関連項目等

特定項目は、特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法(平成6年3月4日法律第9号)に基づく項目

要監視項目は、人の健康の保護または水生生物の保全に関連する項目であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、知見の集積に努めるべき項目

##### (2) 底質測定項目

	河 川	海 域
ア 健康項目	・総水銀・PCB	・カドミウム・全シアン・鉛・砒素・総水銀 ・アルキル水銀・PCB
イ 一般項目	・含水率	・水素イオン濃度・化学的酸素要求量・含水率 ・硫化物・酸化還元電位・強熱減量・全クロム ・ノルマルヘキササン抽出物質(油分)
ウ その他項目	・水深・性状・色相・臭気・泥温等	・水深・性状・色相・臭気・泥温等

## 5 測定回数

測定回数は、下表を原則とし、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

### (1) 河川

	測定項目		測定回数
環境基準点	健康項目	P C B 農薬類 上記以外の項目	・年1回以上 ・年1回以上(農薬使用時期に実施) ・年2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌群数 全亜鉛 上記以外の項目	・年4回以上 ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年12回以上
	特殊項目	全項目	・年1回以上
	特定項目	全項目	・年1回以上(水道利水のある地点)
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 全亜鉛 上記以外の項目	・年2回以上 ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年4回以上
	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について
	特定項目	全項目	年1回以上。

通日測定は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上

(各1日について2時間間隔で13回採水分析)。

河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において年1回以上。

要監視項目は、地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。

### (2) 海域

	測定項目		測定回数
環境基準点	健康項目	P C B 上記以外の項目	・年1回以上 ・年2回以上
	生活環境項目	大腸菌群数 ノルマルヘキサノ抽出物質 全亜鉛 上記以外の項目	・年12回以上(A類型のみ) ・年12回以上(A、B類型のみ) ・年12回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点) ・年12回以上
	特殊項目	全項目	・年1回以上
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	大腸菌群数・ノルマルヘキサノ抽出物質を除く項目 全亜鉛	・年4回以上 ・年4回以上(水生生物の保全に係る類型のみ) ・年1回以上(その他の地点)
	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について 年1回以上。

海域の底質は、健康項目について年1回以上、一般項目について年2回以上。

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測定月
1回	8月
2回	8月、2月
4回	5月、8月、11月、2月
6回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12回	毎月

## 6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態(河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時)にある時期とする。
- (2) 流量観測は採水時に実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。  
なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

- ・生活環境項目 (溶存酸素量、大腸菌群数、全亜鉛)
- ・健康項目 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)
- ・特殊項目 (ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガノ、全クロム)
- ・特定項目
- ・要監視項目

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。

底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

- (4) 以上の他、水質調査方法(昭和46年環水管第30号)に準拠する。

## 7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

## 8 環境基準値および評価方法

環境基準値および評価方法は、別表1-4のとおりとする。

## 9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

## 10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



図1 - 1 河川の水質測定水域区分

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
1	淀川	枚方大橋流心	34° 48' 50"	135° 37' 54"
2		枚方大橋左岸	34° 48' 50"	135° 37' 54"
3		枚方大橋右岸	34° 48' 50"	135° 37' 54"
4	鳥飼大橋	流心	34° 45' 30"	135° 34' 23"
5		左岸	34° 45' 30"	135° 34' 23"
6		右岸	34° 45' 30"	135° 34' 23"
7	西日本旅客鉄道(株) 赤川鉄橋	西日本旅客鉄道(株) 赤川鉄橋	34° 44' 00"	135° 31' 32"
8		伝法大橋	34° 41' 35"	135° 26' 52"
9	船橋川	新登橋上流	34° 51' 04"	135° 40' 50"
10	藤本川	淀川合流直前	34° 50' 56"	135° 39' 49"
11	穂谷川	淀川合流直前	34° 50' 51"	135° 39' 46"
12	檜尾川	磐手杵神社	34° 51' 58"	135° 37' 47"
13	黒田川	西ノ口樋門	34° 49' 56"	135° 39' 13"
14	天野川	淀川合流直前	34° 49' 12"	135° 38' 43"
15	安居川	淀川合流直前	34° 48' 56"	135° 38' 28"
16	芥川	塚脇橋	34° 52' 37"	135° 35' 12"
17		鷺打橋	34° 49' 06"	135° 37' 05"
18	山川	芥川合流直前	34° 52' 06"	135° 35' 27"
19	女瀬川	天堂橋	34° 50' 28"	135° 36' 12"
20	水無瀬川	名神高速道路下 高架橋	34° 53' 27"	135° 40' 00"

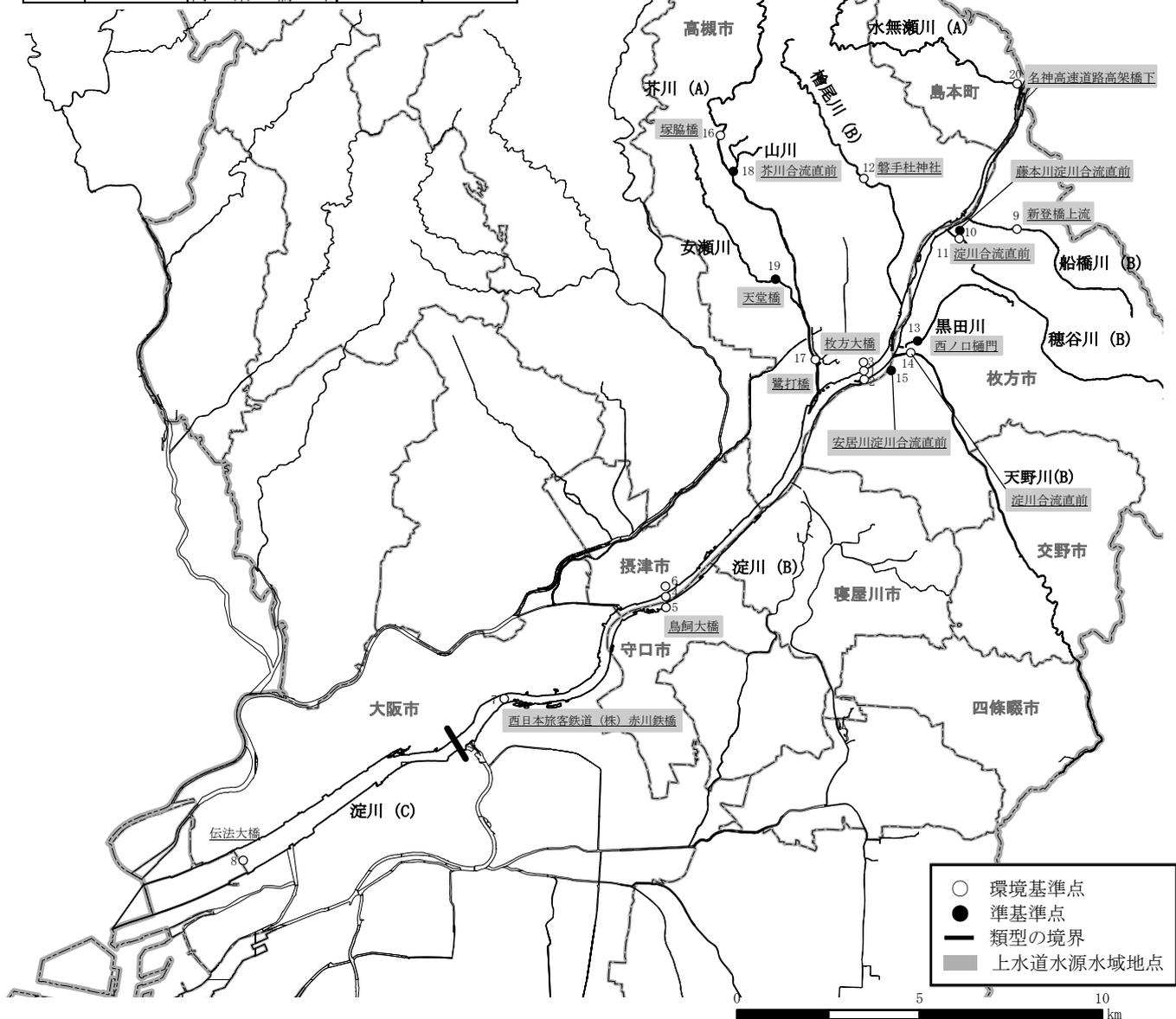
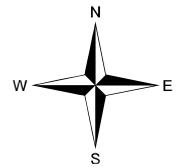


図1-2 (1) 淀川水域の水質測定地点図

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
21	神崎川	小松橋	34°45'22"	135°32'12"
22		新三国橋	34°44'17"	135°28'50"
23		神崎橋	34°44'01"	135°26'47"
24		千船橋	34°42'37"	135°26'44"
25	左門殿川	辰巳橋	34°42'41"	135°25'47"
26	糸田川	神崎川合流直前	34°45'04"	135°29'42"
27	高川	神崎川合流直前	34°45'01"	135°29'15"
28	天竺川	神崎川合流直前	34°44'31"	135°28'57"
29	番田井路	玉川橋	34°49'03"	135°35'57"
30	安威川	桑ノ原橋	34°51'26"	135°33'56"
31		千歳橋	34°49'21"	135°34'49"
32		宮鳥橋	34°47'15"	135°34'55"
33		新京阪橋	34°45'30"	135°31'52"
34	茨木川	安威川合流直前	34°49'48"	135°34'11"
35	大正川	安威川合流直前	34°46'36"	135°33'47"

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
36	山田川	安威川合流直前	34°46'27"	135°33'26"
37	正雀川	安威川合流直前	34°46'16"	135°32'58"
38	勝尾寺川	中河原橋	34°50'25"	135°33'13"
39	猪名川	銀橋	34°51'18"	135°24'54"
40		軍行橋	34°47'56"	135°25'24"
41		利倉橋	34°45'45"	135°27'18"
42	箕面川	箕面市取水口	34°50'15"	135°33'05"
43		府県境	34°48'05"	135°24'51"
44	余野川	猪名川合流直前	34°50'31"	135°25'27"
45	千里川	猪名川合流直前	34°46'04"	135°27'04"
46		落合橋	34°49'10"	135°28'37"
47	田尻川	兵庫県界	34°56'12"	135°25'31"
48	一庫・大路次川	兵庫県界	34°56'27"	135°24'34"
49	山辺川	一庫・大路次川合流直前	34°57'30"	135°24'32"

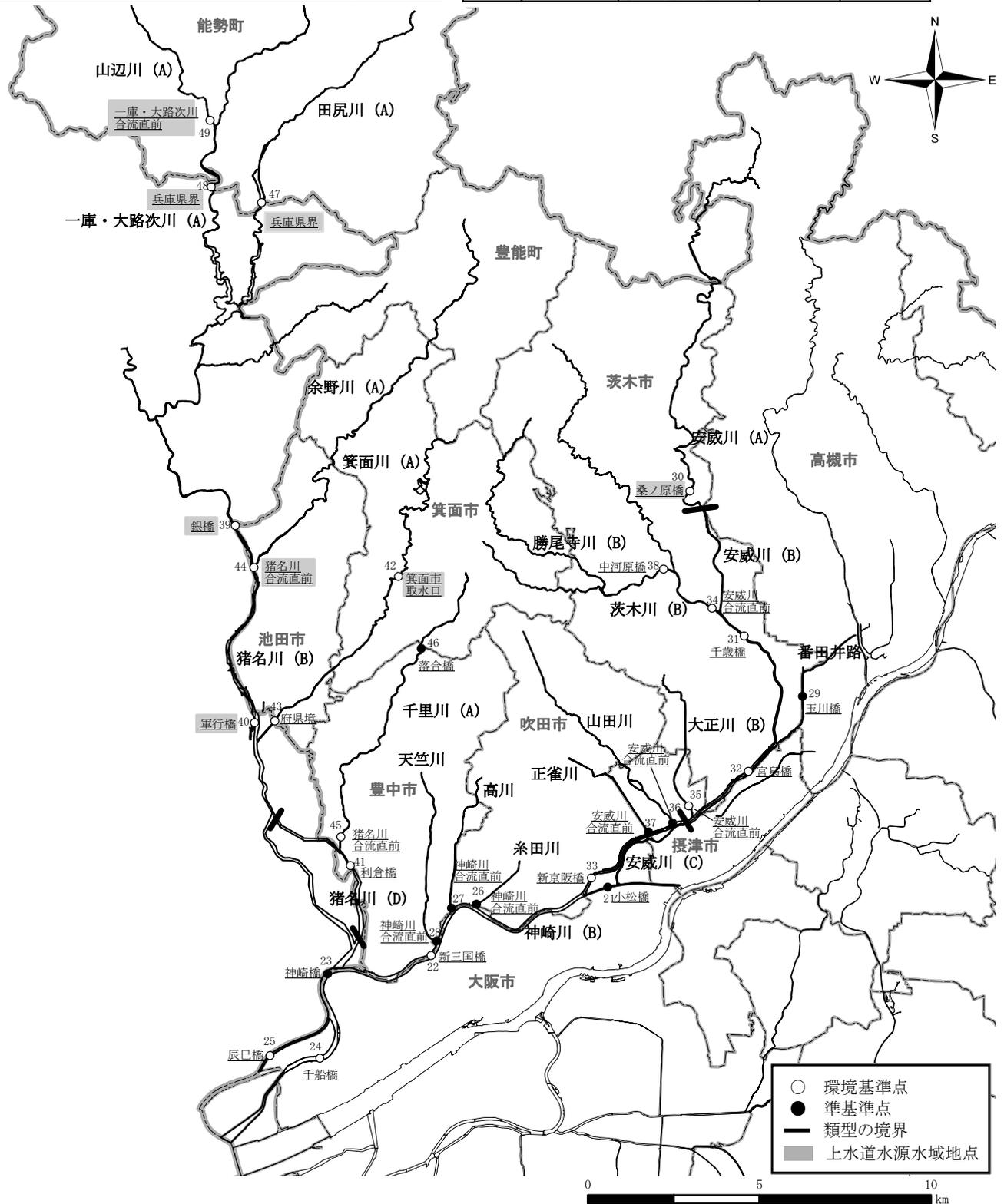


図1-2(2) 神崎川水域の水質測定地点図



地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
50	寝屋川	清水橋	34° 46' 17"	135° 37' 26"
51		萱島橋	34° 44' 46"	135° 36' 43"
52		住道大橋	34° 42' 39"	135° 37' 17"
53		今津橋	34° 41' 47"	135° 34' 28"
54		京橋	34° 41' 27"	135° 31' 21"
55	淀川左岸 幹線第1水路	市境	34° 47' 28"	135° 37' 01"
56	恩智川	福栄橋下流100m	34° 38' 43"	135° 37' 33"
57		三池橋	34° 39' 20"	135° 37' 32"
58		住道新橋	34° 39' 20"	135° 37' 33"
59	古川	徳栄橋	34° 41' 56"	135° 34' 55"
60	玉串川	JAグリーン大阪前	34° 38' 43"	135° 36' 59"
61	第二寝屋川	巨摩橋	34° 39' 18"	135° 35' 58"
62	寝屋川	新金吾郎橋	34° 41' 12"	135° 34' 28"
63		下城見橋	34° 41' 22"	135° 32' 16"
64	楠根川	新家東橋	34° 38' 48"	135° 35' 57"
65	長瀬川	第二寝屋川 合流直前	34° 41' 12"	135° 33' 51"
66	分水野水川	天王田大橋	34° 41' 14"	135° 33' 14"
67	平野川	東竹洲橋	34° 37' 04"	135° 34' 25"
68		南弁天橋	34° 39' 58"	135° 32' 21"
69	大正川	城見橋	34° 41' 20"	135° 32' 26"
70		平野川合流直前	34° 36' 49"	135° 34' 38"
71	大川	桜宮橋	34° 41' 50"	135° 31' 22"

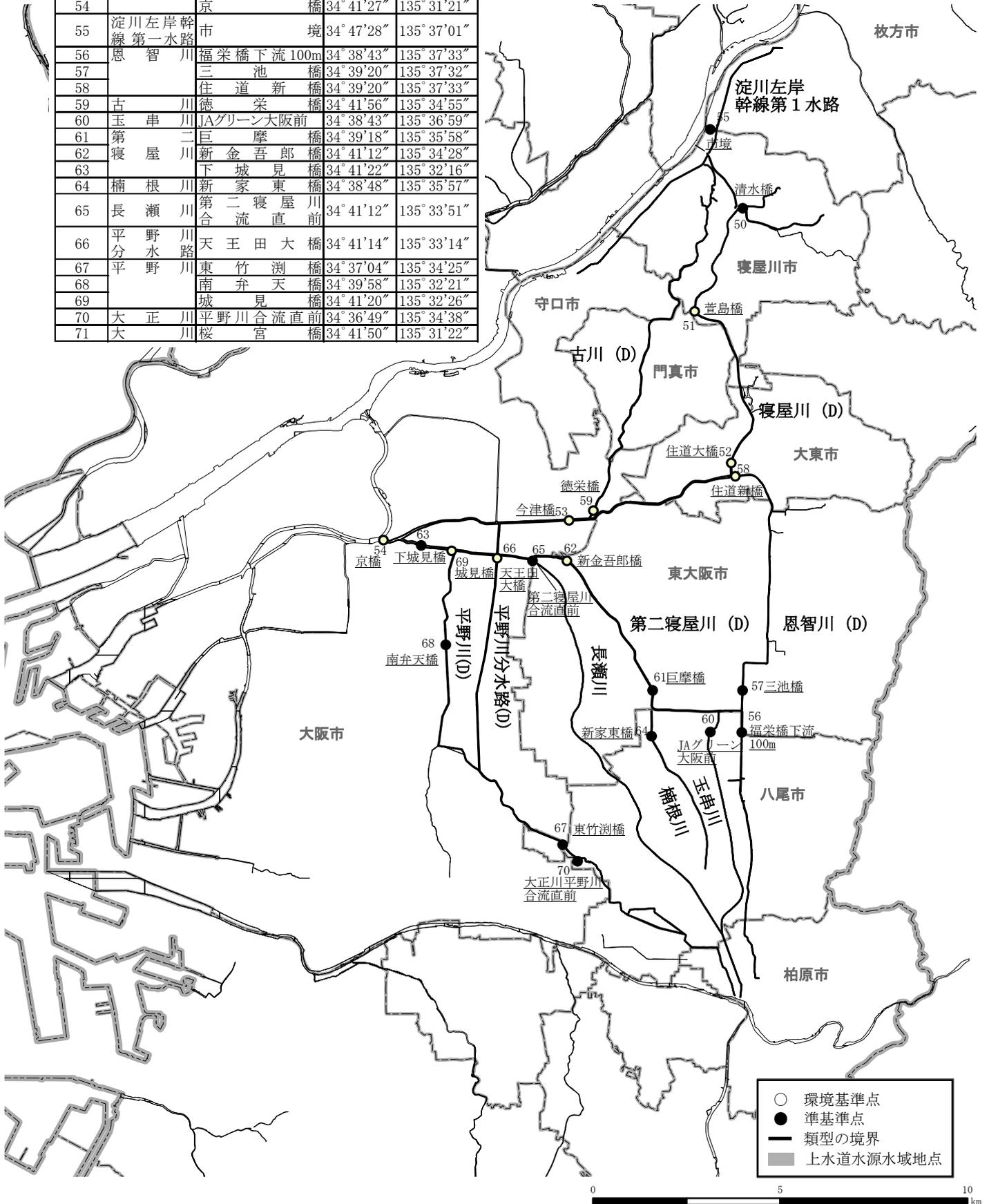


図 1 - 2 ( 3 ) 寝屋川水域の水質測定地点図

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
72	堂島川	天神橋	34°41'30"	135°30'43"
73	土佐堀川	天神橋	34°41'27"	135°30'42"
74	道頓堀川	大黒橋	34°40'08"	135°29'51"
75	正蓮寺川	北港大橋下流700m	34°40'40"	135°25'54"
76	六軒家川	春日出橋	34°40'40"	135°27'30"
77	安治川	天保山渡	34°39'25"	135°25'51"
78	尻無川	甚兵衛渡	34°39'24"	135°27'47"
79	木津川	千本松渡	34°37'55"	135°28'37"
80	木津川運河	船町渡	34°37'57"	135°27'29"
81	住吉川	住之江大橋下流 1100m	34°36'57"	135°27'38"
82	東横堀川	本町橋	34°40'60"	135°30'35"

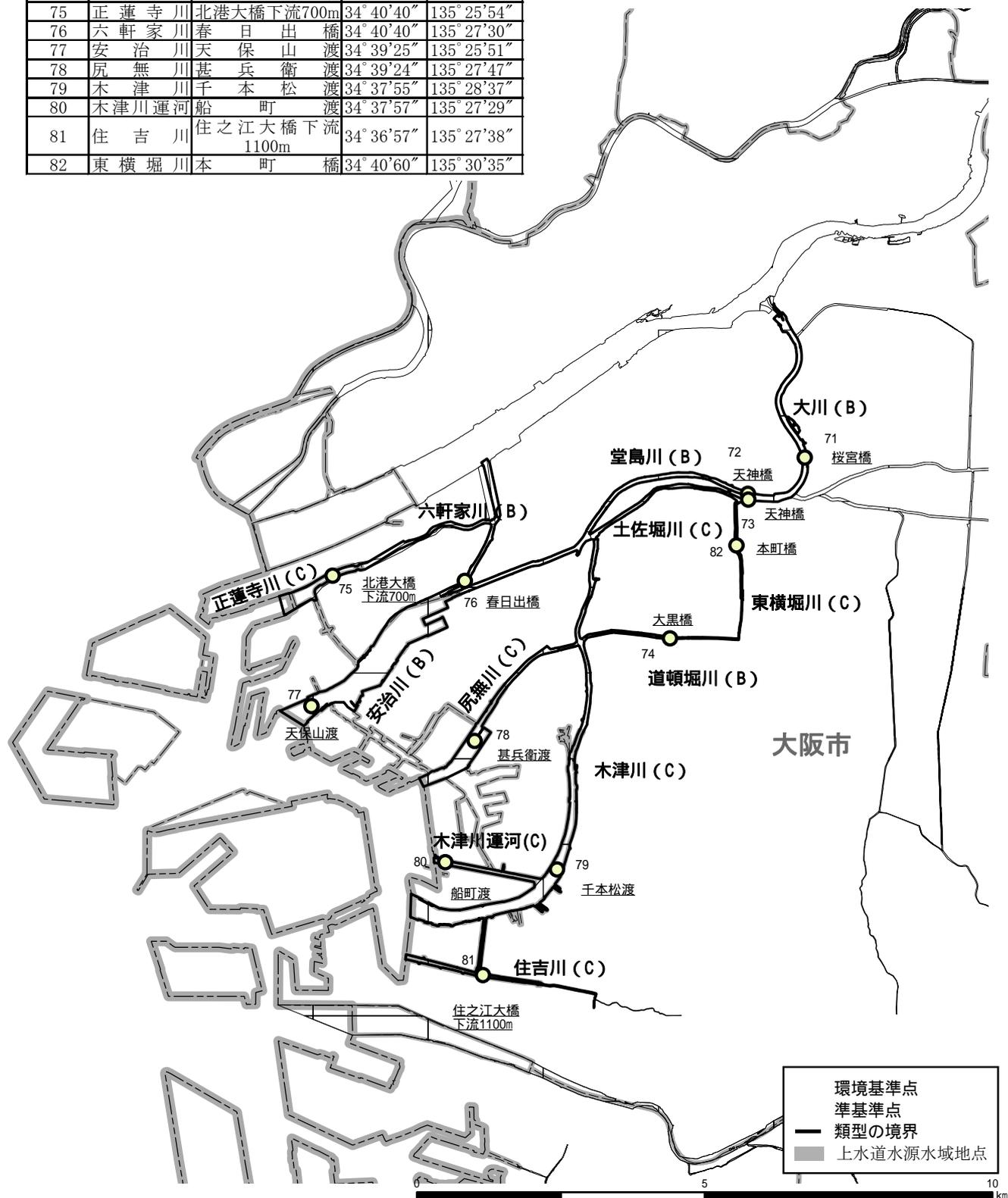
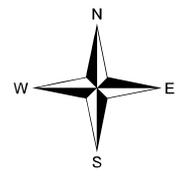
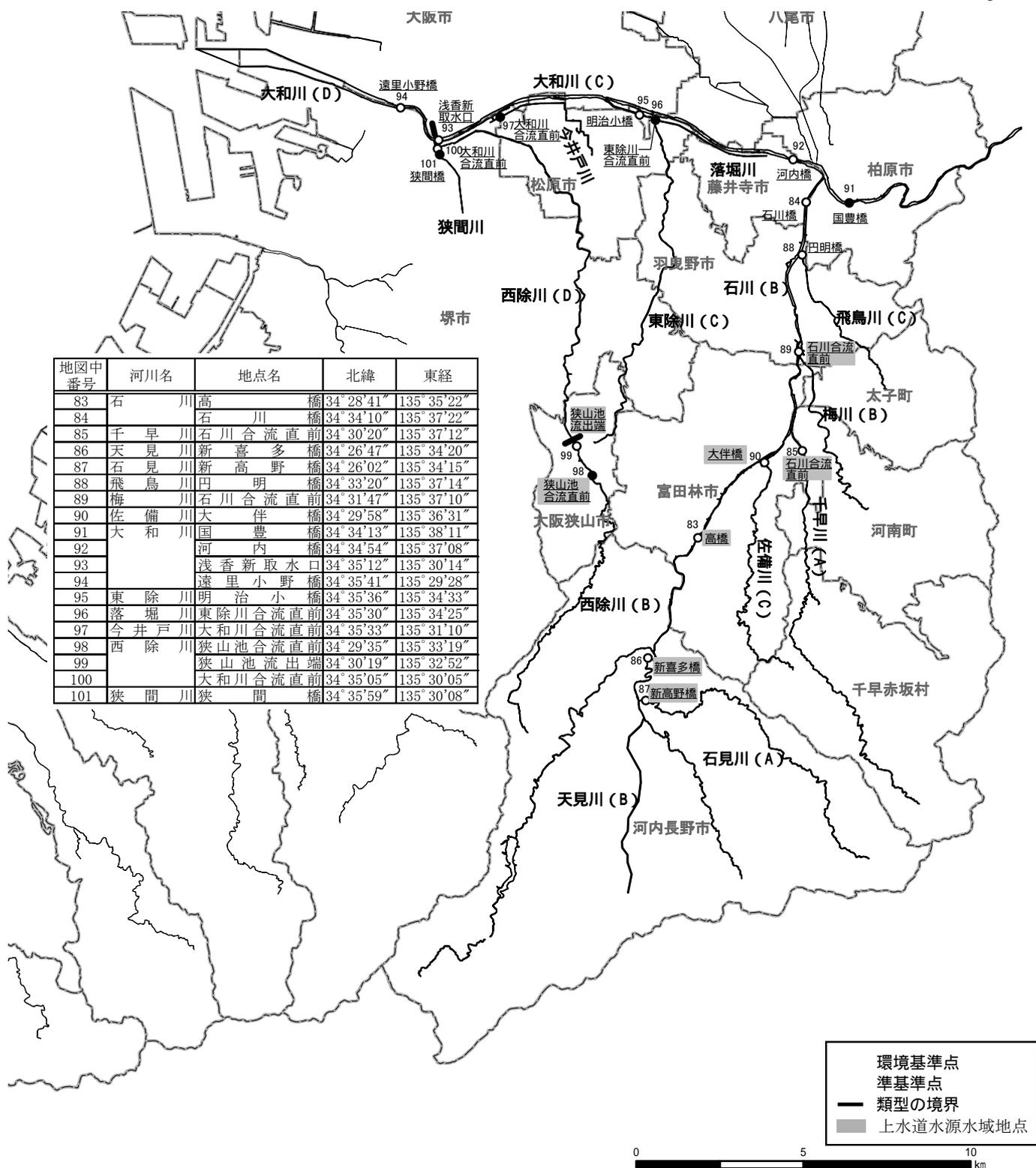
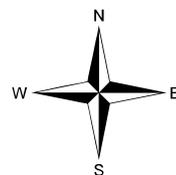


図1 - 2 ( 4 ) 大阪市内河川水域の水質測定地点図



地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
83	石川	高橋	34° 28' 41"	135° 35' 22"
84	石川	石川橋	34° 34' 10"	135° 37' 22"
85	千早川	石川合流直前	34° 30' 20"	135° 37' 12"
86	天見川	新喜多橋	34° 26' 47"	135° 34' 20"
87	石見川	新高野橋	34° 26' 02"	135° 34' 15"
88	飛鳥川	円明橋	34° 33' 20"	135° 37' 14"
89	梅川	石川合流直前	34° 31' 47"	135° 37' 10"
90	佐備川	大伴橋	34° 29' 58"	135° 36' 31"
91	大和川	国豊橋	34° 34' 13"	135° 38' 11"
92		河内橋	34° 34' 54"	135° 37' 08"
93		浅香新取水口	34° 35' 12"	135° 30' 14"
94		遠里小野橋	34° 35' 41"	135° 29' 28"
95	東除川	明治小橋	34° 35' 36"	135° 34' 33"
96	落堀川	東除川合流直前	34° 35' 30"	135° 34' 25"
97	今井戸川	大和川合流直前	34° 35' 33"	135° 31' 10"
98	西除川	狭山池合流直前	34° 29' 35"	135° 33' 19"
99		狭山池流出端	34° 30' 19"	135° 32' 52"
100		大和川合流直前	34° 35' 05"	135° 30' 05"
101	狭間川	狭間橋	34° 35' 59"	135° 30' 08"

図 1 - 2 ( 5 ) 大和川水域の水質測定地点図

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
102	内川放水路	古川橋	34°35'07"	135°28'10"
103	内川	堅川橋	34°34'55"	135°27'59"
104	石津川	新川橋	34°30'16"	135°29'23"
105		石津川橋	34°33'20"	135°26'59"
106		毛穴大橋	34°31'55"	135°28'12"
107	百済川	高入橋	34°32'55"	135°28'08"
108	百舌鳥川	北条橋	34°32'56"	135°29'01"
109	伊勢路川	泉北2号線前	34°32'08"	135°28'24"
110	和田川	小野々井橋	34°31'19"	135°28'17"
111	陶器川	百年橋	34°30'58"	135°28'58"
112	妙見川	新見の井橋	34°29'02"	135°30'13"
113	王子川	新王子橋	34°30'59"	135°25'32"
114	新川	河口水門	34°30'25"	135°24'11"
115	大津川	高津取水口	34°29'30"	135°24'20"
116		大津川橋	34°29'43"	135°23'51"
117	牛滝川	高橋	34°28'21"	135°25'00"
118	松尾川	新緑田橋	34°28'37"	135°25'17"
119	榎尾川	繁和橋	34°28'55"	135°24'56"
120	父鬼川	神田橋	34°25'51"	135°29'40"
121	東榎尾川	東条橋	34°35'49"	135°29'48"
122	春木川	春木橋	34°28'31"	135°23'13"
123	津田川	昭代橋	34°27'13"	135°21'40"
124	近木川	厄除橋	34°23'49"	135°23'11"
125		近木川橋	34°26'09"	135°20'45"
126	柵谷川	通天橋	34°23'55"	135°23'08"
127	見出川	見出橋	34°25'45"	135°20'20"
128	佐野川	昭平橋	34°25'07"	135°19'34"
129	雨山川	佐野川合流直前	34°24'21"	135°20'17"
130	住吉川	向田橋	34°24'19"	135°20'31"
131	田尻川	府道堺阪南線陸橋	34°23'43"	135°17'33"
132	檉井川	兎田橋	34°22'34"	135°18'35"
133		檉井川橋	34°22'57"	135°17'03"
134	新家川	明治小橋	34°22'35"	135°17'27"
135	大里川	河口水門	34°22'29"	135°15'14"
136	男里川	男里川橋	34°21'34"	135°15'02"
137	金熊寺川	男里橋	34°21'29"	135°15'18"
138	菟砥川	西打合橋	34°21'09"	135°15'08"
139	山中川	東打合橋	34°21'14"	135°15'12"
140	茶屋川	新茶屋川橋	34°20'22"	135°12'37"
141	番川	田身輪橋	34°19'38"	135°10'49"
142	大川	昭南橋	34°19'12"	135°08'49"
143	東川	一軒屋橋	34°19'05"	135°07'08"
144	西川	こうや橋	34°19'04"	135°07'04"

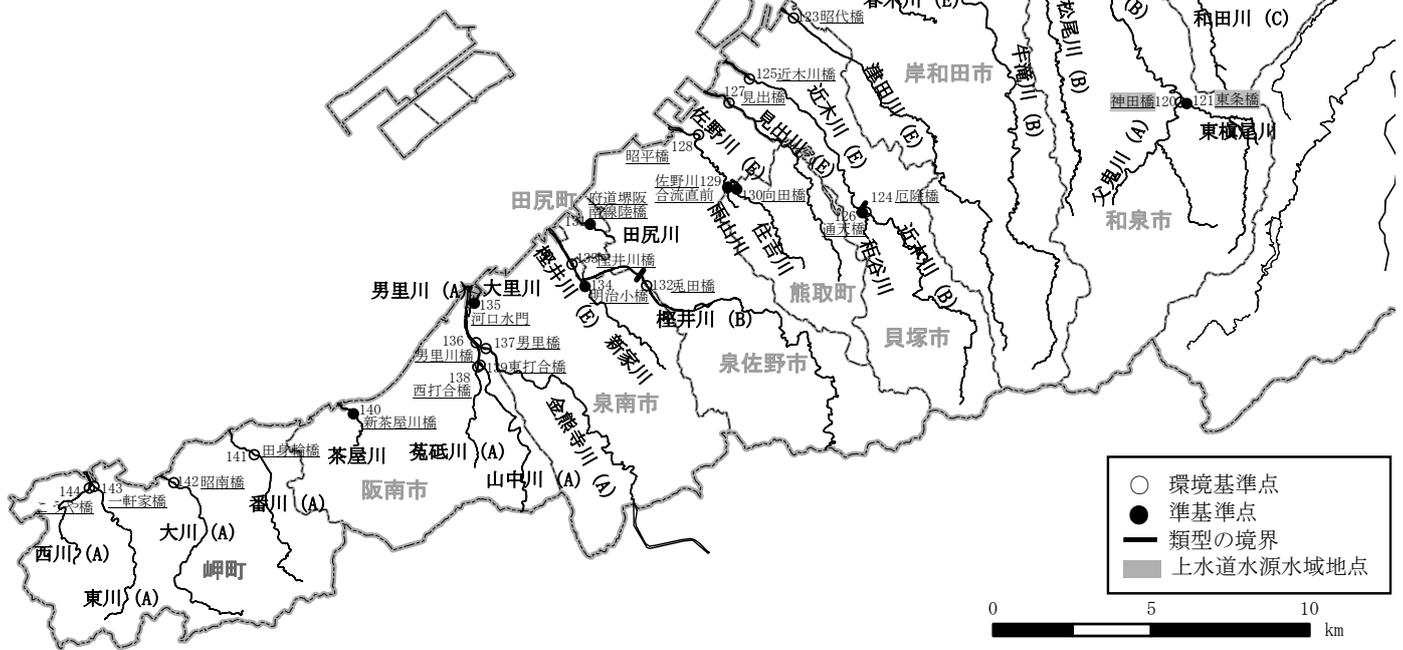


図1-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図

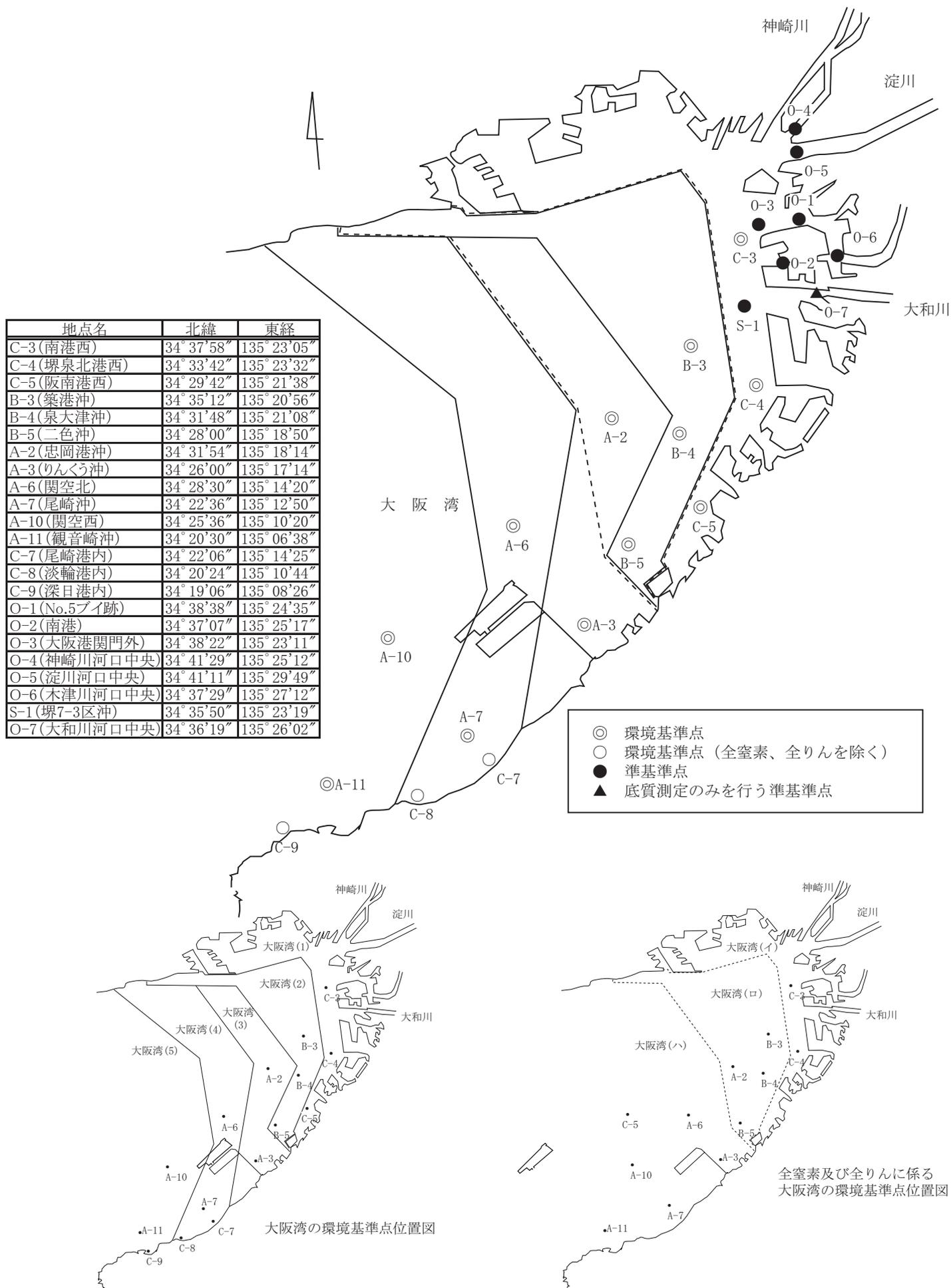


図1-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表 1 - 1 測定地点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水 質 測 定															底 質 測 定				
	水 域 区 分	河 川													海 域		河 川		海 域		
		淀川	神崎川		寝屋川		大阪市内河川		大和川		泉州諸河川		河川合計								
大阪府	環境基準点	1		10	12	2				9	12	20	30	42	57	15	15	28	29	12	15
	準基準点		1	2	12		2			3	12	10	30	15	57		15	1	29	3	15
近畿地方 整備局	環境基準点	9		3	3					4	5			16	17			11	11		
	準基準点		9		3					1	5			1	17				11		
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21		6	5	5		
	準基準点			1	2	2	7		12					3	21	6	6		5		
堺市	環境基準点									1	2	2	11	3	13		1	2	2		
	準基準点									1	2	9	11	10	13	1	1		2		
岸和田市	環境基準点											2		2	2			2	2		
	準基準点												2		2				2		
豊中市	環境基準点			1	3									1	3						
	準基準点			2	3									2	3						
吹田市	環境基準点				3										3						
	準基準点			3	3									3	3						
高槻市	環境基準点	2			1									2	5						
	準基準点	2	4		1									3	5						
枚方市	環境基準点	3					1							3	7						
	準基準点	3	6			1	1							4	7						
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点				5										5						
八尾市	環境基準点						5								5						
	準基準点					5	5							5	5						
寝屋川市	環境基準点					1								1	2						
	準基準点					1	2							1	2						
東大阪市	環境基準点					1								1	4						
	準基準点					3	4							3	4						
合計	環境基準点	15	20	20	29	9	21	12	12	14	19	24	43	94	144	15	22	48	49	12	15
	準基準点	5		9	29	12				5	19	19	43	50	144	7		1	49	3	15













別表1-2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

水域名	環境基準	(全水素・域全りん)	(全環素・境全りん)	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	N・P等水域コード	担当機関	水質測定(表層)	水質測定(底層)	底質測定	水質																				
													生活環境項目										健康										
													pH	DO	COD(酸性法)	COD(アルカリ性法)	COD(ろ過酸性法)	大腸菌群数	ノルマルヘキササン抽出物質	全窒素	全りん	全亜鉛	カドミウム	全シアン	六価クロム	総水銀	アルキル水銀						
大阪湾(1)	海域Cイ	大阪湾(イ)	海域イ	C-3(南港西)	0001	60101	401	大阪府					12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	1					
				C-4(堺泉北港西)	0002	60102	401	大阪府								12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	1		
				C-5(阪南港西)	0003	60103	401	大阪府								12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	1	
大阪湾(2)	海域Bロ	大阪湾(ロ)	海域イ	B-3(築港沖)	0004	60201	402	大阪府					12	12	12	12	12	-	12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	1				
				B-4(泉大津沖)	0005	60202	402	大阪府								12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	2	1		
				B-5(二色沖)	0006	60203	402	大阪府								12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	1	
大阪湾(3)	海域Aハ	大阪湾(ハ)	海域二	A-2(忠岡港沖)	0007	60301	402	大阪府					12	12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	2	1				
				A-3(りんくう沖)	0008	60302	403	大阪府								12	12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	2	1	
大阪湾(4)	海域Aロ	大阪湾(ハ)	海域二	A-6(関空北)	0009	60401	403	大阪府					12	12	12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	2	1			
				A-7(尾崎沖)	0010	60402	403	大阪府								12	12	12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	1	
大阪湾(5)	海域Aイ	大阪湾(ハ)	海域二	A-10(関空西)	0011	60501	403	大阪府					12	12	12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	2	1			
				A-11(観音崎沖)	0012	60502	403	大阪府								12	12	12	12	12	12	12	-	12	12	4	2	2	2	2	2	1	
尾崎港	海域Cイ	大阪湾(イ)	-	C-7(尾崎港内)	0013	60601	503	大阪府					12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1				
淡輪港	海域Cイ		C-8(淡輪港内)	0014	60701	503	大阪府						12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1				
深日港	海域Cイ		C-9(深日港内)	0015	60801	503	大阪府							12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1			
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	O-1(No.5ブイ跡)	0016	60151	501	大阪府						12	12	12	-	-	-	-	4	4	1	2	2	2	2	2	2	1			
				O-2(南港)	0017	60152	501	大阪府								12	12	12	-	-	-	-	4	4	1	2	2	2	2	2	2	1	
				O-3(大阪港関門外)	0018	60153	501	大阪府								12	12	12	-	-	-	-	4	4	1	2	2	2	2	2	2	1	
				O-4(神崎川河口中央)	0019	60154	501	大阪府								12	12	12	-	-	-	-	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	1
				O-5(淀川河口中央)	0020	60155	501	大阪府								12	12	12	-	-	-	-	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	1
				O-6(木津川河口中央)	0021	60156	501	大阪府								12	12	12	-	-	-	-	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	1
				S-1(堺7-3区沖)	0022	60171	501	堺市								4	4	4	-	-	-	-	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1
				O-7(大和川河口中央)				大阪府					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

注1 「環境基準」に示した類型は平成21年1月22日現在のものである。なお、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で  
 2 「環境基準点」の内、印は環境基準点を、印は環境基準点(全窒素及び全りんを除く)を、印は準基準点を、印は底質測定のみを行う準基準点を示す。  
 3 印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。  
 4 丸囲み数字( )は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、-は測定を実施しないことを示す。



別表 1 - 3

## 測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
健康項目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1	溶媒抽出フーラム原子吸光法	0.01 以下	0.001
		JIS K 0102 55.2	電気加熱原子吸光法		
		JIS K 0102 55.3	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 55.4	ICP質量分析法		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2	ピリジン-ピラジロ吸光度法	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102 38.1.2及び38.3	4-ピリジンカルボン酸-ピラジロ吸光度法		
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1	溶媒抽出フーラム原子吸光法	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 54.2	電気加熱原子吸光法		
		JIS K 0102 54.3	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 54.4	ICP質量分析法		
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1	ジフェニルピリジン吸光度法	0.05 以下	0.02
		JIS K 0102 65.2.3	電気加熱原子吸光法		
		JIS K 0102 65.2.4	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 65.2.5	ICP質量分析法		
	砒素	JIS K 0102 61.2	水素化物発生原子吸光法	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 61.3	水素化物発生ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 61.4	ICP質量分析法		
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表2	溶媒抽出ガスクロマト法	検出されないこと	0.0005
	P C B	付表3	溶媒抽出ガスクロマト法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.3.2	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(FID)	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法		
		JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマト法質量分析法		
		JIS K 0125 5.3.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(ECD)		
		JIS K 0125 5.4.1	ヘッドスペース-ガスクロマト法(ECD)		
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.5	溶媒抽出ガスクロマト法(ECD)	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法		
		JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマト法質量分析法		
JIS K 0125 5.3.1		ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(ECD)			
1,1-ジクロロエレン	JIS K 0125 5.3.2	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(FID)	0.02 以下	0.002	
	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法			
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマト法質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.2	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(FID)			
ス-1,2-ジクロロエレン	同上	同上	0.04 以下	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法	1 以下	0.0005	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマト法質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(ECD)			
	JIS K 0125 5.4.1	ヘッドスペース-ガスクロマト法(ECD)			
	JIS K 0125 5.5	溶媒抽出ガスクロマト法(ECD)			
1,1,2-トリクロロエタン	同上	同上	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエレン	同上	同上	0.03 以下	0.002	
テトラクロロエレン	同上	同上	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法	0.002 以下	0.0002	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマト法質量分析法			
	" 5.3.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(ECD)			
チウラム	付表4	高速液体クロマト法	0.006 以下	0.0006	
シマジン	付表5の第1	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマト法質量分析法	0.003 以下	0.0003	
	付表5の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマト法(FID)(ECD)			
チオベンカルブ	同上	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法質量分析法	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマト法質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.2	ル-ジ・トラップ-ガスクロマト法(FID)			
セレン	JIS K 0102 67.2	水素化合物発生原子吸光法	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102 67.3	水素化合物発生ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 67.4	ICP質量分析法			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄 参照	特殊項目欄 参照	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K 0102 34.1	ランタン-アリルピロリジン吸光度法	0.8 以下	0.08	
	JIS K 0102 34.1c(注 <sup>6</sup> )第三文を除く。)及び付表6	イオンクロマト法			
ほう素	JIS K 0102 47.1	メソジアル-吸光度法	1 以下	0.02	
	JIS K 0102 47.3	ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 47.4	ICP質量分析法			
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	ガラス電極法	別表1-4参照	-
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	よう素滴定法	別表1-4参照	0.5
		JIS K 0102 32.2	ミラー変法		
		JIS K 0102 32.3	隔膜電極法		
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21		別表1-4参照	0.5
	化学的酸素要求量	(河川) JIS K 0102 17	100 における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量	別表1-4参照	0.5
		(海域) JIS K 0102 17	100 における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量		
	浮遊物質量	付表7	アルカリ性法	別表1-4参照	1
	大腸菌群数	環境庁告示 別表2の1 備考4	最確数法	別表1-4参照	1.8×10 <sup>2</sup> MPN
	ノロウイルス抽出物質	付表9		別表1-4参照	0.5
全窒素	(河川) JIS K 0102 45.2	アルカリ二硫酸カリウム分解(アルカリ性)-紫外吸光度法	別表1-4参照	0.05	
	(河川) JIS K 0102 45.3	硫酸ピロリジン還元-ナフチレンジアミン吸光度法			
	(河川) JIS K 0102 45.4	銅・カドミウム還元-ナフチレンジアミン吸光度法			
(海域) JIS K 0102 45.4	銅・カドミウム還元-ナフチレンジアミン吸光度法				
全りん	JIS K 0102 46.3	アルカリ二硫酸カリウム分解-リン酸モリブデン吸光度法	別表1-4参照	0.003	
全亜鉛	環境庁告示 別表2の1(1)のイ及び2のイ	セルロース樹脂イオン交換(付表8 必要に応じて実施)	別表1-4参照	0.001	
	JIS K 0102 53.1	溶媒抽出フーラム原子吸光法			
	JIS K 0102 53.2	電気加熱原子吸光法			
	JIS K 0102 53.3	ICP発光分光分析法			
JIS K 0102 53.4	ICP質量分析法				

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1 4-アミノフェノール吸光度法	0.005	
	銅	JIS K 0102 52.2	溶媒抽出ルム原子吸光度法	0.005
		JIS K 0102 52.3	電気加熱原子吸光度法	
		JIS K 0102 52.4	ICP発光分光分析法	
		JIS K 0102 52.5	ICP質量分析法	
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2	ルム原子吸光度法	0.08
		JIS K 0102 57.3	電気加熱原子吸光度法	
		JIS K 0102 57.4	ICP発光分光分析法	
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2	ルム原子吸光度法	0.01
		JIS K 0102 56.3	電気加熱原子吸光度法	
		JIS K 0102 56.4	ICP発光分光分析法	
		JIS K 0102 56.5	ICP質量分析法	
	全クロム	JIS K 0102 65.1.1	ジフェニルピリジン吸光度法	0.03
		JIS K 0102 65.1.3	電気加熱原子吸光度法	
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 65.1.4	ICP発光分光分析法	0.01
		JIS K 0102 65.1.5	ICP質量分析法	
JIS K 0102 30.1.1		メチレンブルー吸光度法		
JIS K 0102 43.2.1		還元蒸留-イソフェノール青吸光度法		
JIS K 0102 43.2.3		銅・カドミウム還元-ナフチルフェニルアミン吸光度法		
JIS K 0102 43.2.5		イソクロマトグラフ法		
JIS K 0102 43.1.1		ナフチルフェニルアミン吸光度法		
JIS K 0102 43.1.2		イソクロマトグラフ法		
JIS K 0102 42.1 42.2		蒸留-イソフェノール青吸光度法		
JIS K 0102 42.5		イソクロマトグラフ法		
りん酸性りん	(河川) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光度法	0.003	
	(河川) JIS K 0102 46.1.2	モリブデン青(塩化すず(Ⅱ)還元)吸光度法		
	(海域) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光度法		
プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2		-	
クロロフィル a	海洋観測指針6.3		0.1 µg/L	
懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14		-	
濁度	JIS K 0101 9.4	積分球濁度	0.2 度	
特定項目	トリクロム生成能 (クロロホルム生成能)	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	0.0004	
	(ジクロロアセチル生成能)		0.0001	
	(モノクロロアセチル生成能)		0.0001	
	(クロロアセチル生成能)		0.0001	
	(アセチル生成能)		0.0001	

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)		
監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.06	0.006	
		JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法			
		JIS K 0125 5.3.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)			
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同 上	同 上	0.04	0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	同 上	同 上	0.06	0.006	
	p-ジクロロベンゼン	同 上	同 上	0.2	0.03	
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」)2の第1 通知付表2の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法	0.008	0.0008	
	ダイアジノン	同 上	同 上	0.005	0.0005	
	フェニトロチオン	同 上	同 上	0.003	0.0003	
	イソプロチオラン	同 上	同 上	0.04	0.004	
	オキシシン	通知付表3	高速液体クロマトグラフ法	0.04	0.004	
	クロロタロニル	通知付表2の第1 通知付表2の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法	0.05	0.004	
	プロピザミド	同 上	同 上	0.008	0.0008	
	E P N	同 上	同 上	0.006	0.0006	
	ジクロロボス	同 上	同 上	0.008	0.0008	
	フェノフルカルブ	同 上	同 上	0.03	0.002	
	イプロベンホス	同 上	同 上	0.008	0.0008	
	クロルニトロフェン	同 上	同 上	-	0.0001	
	監視項目	トルエン	JIS K 0125 5.1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.6	0.06
			JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法		
JIS K 0125 5.3.2			ル-ジ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)			
キシレン		同 上	同 上	0.4	0.04	
フタル酸ジエチルキル		通知付表4の第1 通知付表4の第2	ガスクロマトグラフ質量分析法 ガスクロマトグラフ法	0.06	0.006	
ニッケル		JIS K 0102 59.3	ICP発光分光分析法	-	0.001	
		通知付表5	ICP質量分析法			
		通知付表7	電気加熱原子吸光度法			
モリブデン		JIS K 0102 68.2	ICP発光分光分析法	0.07	0.007	
		通知付表5 通知付表7	ICP質量分析法 電気加熱原子吸光度法			
アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知付表(以下「平成16年省通知付表」)5の第1 平成16年省通知付表5の第2 平成16年省通知付表5の第3	水素化物発生ICP発光分光分析法 水素化物発生原子吸光度法 ICP質量分析法	0.02	0.0002		

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
要 監 視 項 目	塩化ビニルモノマー	平成16年省通知付表1	ル-ジ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002	0.0002
	エピクロロヒドリン	平成16年省通知付表2	ル-ジ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.0004	0.00003
	1,4-ジオキサン	平成16年省通知付表3の第1 平成16年省通知付表3の第2	活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05	0.005
	全マンガン	JIS K 0102 56.2 JIS K 0102 56.3 JIS K 0102 56.4 JIS K 0102 56.5	ル-ム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.2	0.02
	ウラン	平成16年省通知付表4の第1 平成16年省通知付表4の第2	ホ-ト樹脂イ-交換 - ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.002	0.0002
	フェノール	平成15年11月5日付け環境省通知付表	溶媒抽出・固相抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照	0.001
	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知付表	誘導体化-ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照	0.003
そ の 他	気温	JIS K 0102 7.1		-	-
	水温	JIS K 0102 7.2		-	-
	色相	JIS K 0102 8		-	-
	臭気	JIS K 0102 10.1		-	-
	透視度	JIS K 0102 9		-	-
	塩素イオン	JIS K 0102 35.1 JIS K 0102 35.3	硝酸銀滴定法 イ-クロマトグラフ法	-	10
	塩分	海洋観測指針5.3	サリノメータを用いた測定	-	-
	電気伝導率	JIS K 0102 13		-	1mS/m

(底質)

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/kg)	
健 康 項 目	カドミウム	昭和63年環水管第127号 底質調査方法 (以下「底質調査方法」)	ル-ム原子吸光法または溶媒抽出ル-ム原子吸光法	0.01
	全シアン	底質調査方法	4-ピリジンカルボン酸-ピ-ラ-のまたはピリジン-ピ-ラ-の 吸光度法	0.1
	鉛	底質調査方法	ル-ム原子吸光法または溶媒抽出ル-ム原子吸光法	0.1
	砒素	底質調査方法	ジ-エチルチオカルバニ-酸銀吸光度法または水素化物 発生原子吸光法	0.1
	総水銀	底質調査方法	還元酸化原子吸光法	0.01
	アルキル水銀	底質調査方法	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.01
	P C B	底質調査方法	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.01
一 般 項 目	水素イオン濃度	底質調査方法	-	
	化学的酸素要求量	底質調査方法	0.5 mg/g	
	硫化物	底質調査方法	-	
	強熱減量	底質調査方法	-	
	酸化還元電位	底質調査方法	酸化還元電位計を用いた測定	-
	全クロム	底質調査方法	ジ-エチルチオカルバニ-ド 吸光度法または溶媒抽出ル-ム 原子吸光法	0.1
	ル-ルハ-抽出物質	B法：「新編水質汚濁調査指針」5.13		0.5 mg/g
含水率	底質調査方法		-	

備 考

- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下1位までとする。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の1及び2の桁数処理を行う。  
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

環境基準値および評価方法

( 昭和46年12月28日環告第59号 )  
( 平成13年 5月31日環水企第92号 )

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	

項目	基準値	対象水域
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

- 評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は評価方法2のとおり。
- 2 総水銀に係る基準値について年間平均値として達成、維持することは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満(以下'ND'という。)」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- (注) 1 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

ア 河川(湖沼を除く)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

- 評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

## イ 海域

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。

2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

3 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が定められた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3 類型指定された水域における全窒素及び全燐の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が定められた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

### (3) 要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェントロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス	0.008mg/L以下
フェノバルブ	0.03mg/L以下

項目	指針値
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下

別表 1 - 5 環境基準の水域類型指定一覧表

(平成21年1月22日現在)

(1) 河川

区分	水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)	
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	B八	昭和45年9月1日	
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	Cイ	昭和45年9月1日 (平成15年3月27日)	
	船橋川	全 域	B八	昭和50年10月8日	
	穂谷川	全 域	B八		
	檜尾川	全 域	B口		
	天野川	奈良県界より下流	B八		
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	Aイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)	
	芥川(2)	塚脇橋より下流	Aイ		
水無瀬川	全 域	Aイ	平成4年2月26日		
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B口	昭和45年9月1日 (平成13年3月30日)	
	安威川上流	茨木市取水口より上流	Aイ	昭和45年9月1日	
	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	Bイ	昭和45年9月1日 (平成14年6月18日)	
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	B口		
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	Cイ		
	佐保川及び茨木川	全 域	Bイ	平成4年2月26日 (平成14年6月18日)	
	大正川	全 域	B口		
	勝尾寺川	全 域	B口		
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	B八	昭和45年9月1日	
	猪名川下流(2)	藻川分岐点から藻川合流点まで	Dイ	昭和45年9月1日 (平成13年3月30日)	
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	Aイ	昭和50年10月8日	
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	Aイ	昭和50年10月8日 (平成14年6月18日)	
	余野川	全 域	Aイ		
	千里川	全 域	Aイ		
	田尻川	兵庫県界より上流	Aイ		
一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	Aイ	平成15年5月16日		
山辺川	全 域	Aイ			
寝屋川水域	寝屋川	全 域	D八	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)	
	恩智川	全 域	D八	平成4年2月26日 (平成15年5月16日)	
	古川	全 域	D八	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)	
	第二寝屋川	全 域	D八	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)	
	平野川分水路	全 域	Dイ	平成4年2月26日 (平成15年5月16日)	
大阪市内河川	大川	大川全域及び城北川全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)	
	堂島川	全 域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成4年2月26日)	
	土佐堀川	全 域	C八	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)	
	道頓堀川	全 域	B八	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)	
	正蓮寺川	全 域	Cイ	昭和45年9月1日 (平成4年2月26日)	
	六軒家川	全 域	Bイ	昭和45年9月1日	
	安治川	全 域	Bイ	平成15年5月16日	
	尻無川	全 域	Cイ	昭和45年9月1日 (平成4年2月26日)	
	木津川	全 域	Cイ		
	木津川運河	全 域	Cイ		
	住吉川	全 域	C八		
東横堀川	全 域	Cイ	平成15年5月16日		
大和川水域	千早川	全 域	Aイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)	
	天見川	全 域	Bイ	平成4年2月26日	
	石見川	全 域	Aイ		
	飛鳥川	全 域	C口	平成15年5月16日	
	梅川	全 域	B口		
	佐備川	全 域	C口		
	大和中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C八	昭和45年9月1日	
	大和川下流	浅香山より下流	D八		
	東除川	全 域	C八	昭和50年10月8日	
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B八		
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	D八		
	泉州諸河川水域	石津川	全 域	E八	昭和48年3月16日
		和田川	全 域	C八	平成4年2月26日
		大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	B口	昭和48年3月16日
		大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	D八	
牛滝川		全 域	B八		
松尾川		全 域	B八		
横尾川		全 域	Bイ		
父鬼川		全 域	Aイ		
春木川		全 域	E八		
津田川		全 域	E八		
近木川上流		梶谷川合流点より上流	Bイ		
近木川下流		梶谷川合流点より下流	E八		
見出川		全 域	E八		
佐野川		全 域	E八		
櫻井川上流		兔田橋より上流	Bイ		
櫻井川下流	兔田橋より下流	E八			
男里川	全 域	Aイ			
金熊寺川	全 域	Aイ			
菟砥川	全 域	Aイ			
山中川	全 域	Aイ			
番川	全 域	Aイ			
大川	全 域	Aイ			
東川	全 域	Aイ			
西川	全 域	Aイ			
区分	水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)	
大和川水域	大和川	全 域	生物Bイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。  
 1 「イ」は直ちに達成  
 2 「口」は5年以内に可及的速やかに達成  
 3 「八」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 海域

水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)
大阪湾(1)	図1-3 参照	海域Cイ	昭和46年12月28日 (平成14年3月29日)
大阪湾(2)		海域B口	
大阪湾(3)		海域A八	
大阪湾(4)		海域A口	
大阪湾(5)		海域Aイ	
尾崎港	海域Cイ	昭和46年12月28日	
淡輪港	海域Cイ		
深日港	海域Cイ		

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。  
 1 「イ」は直ちに達成  
 2 「口」は5年以内に可及的速やかに達成  
 3 「八」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

## 2 地下水質測定計画



## 平成 21 年度地下水質測定計画

### 1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

### 2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

#### (1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

利水的に重要な地域等において重点的に調査を行う定点方式と、地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。

測定地点は、原則として利水状況、有害物質を使用している工場・事業場の立地の状況等を勘案し、設定することとする。

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他利水状況、工場、事業場の立地状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

#### (3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

測定地点は、原則として汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された調査井戸のうち、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点(複数地点又は最高濃度地点)を設定することとする。

### 3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表2 - 1、別表2 - 2、別表2 - 3及び別表2 - 4のとおりとする。

(1) 概況調査	80 地点
ア 定点方式	3 地点
イ ローリング方式	77 地点
(2) 継続監視調査	144 地点

### 4 測定期間

測定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

## 5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

### (1) 概況調査

#### ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素  
(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

#### イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物並びに地下水の特性把握に必要な項目とする。

### (3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2-4に掲げる項目とする。

## 6 測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査 各測定地点において年1回以上

(2) 継続監視調査 各測定地点において年1回以上

なお、継続監視調査を終了する場合には、原則として測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。

## 7 測定方法

測定方法は、原則として別表2-5のとおりとする。

## 8 試料の採取等

(1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。

(2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

## 9 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表2-5のとおりとする。

環境基準達成状況の評価は、調査の区分ごとに、検出の有無とともに、基準値の超過状況(基準値を超過した測定地点の割合または本数)で行う。また、必要に応じ、濃度の推移についても評価を行う。

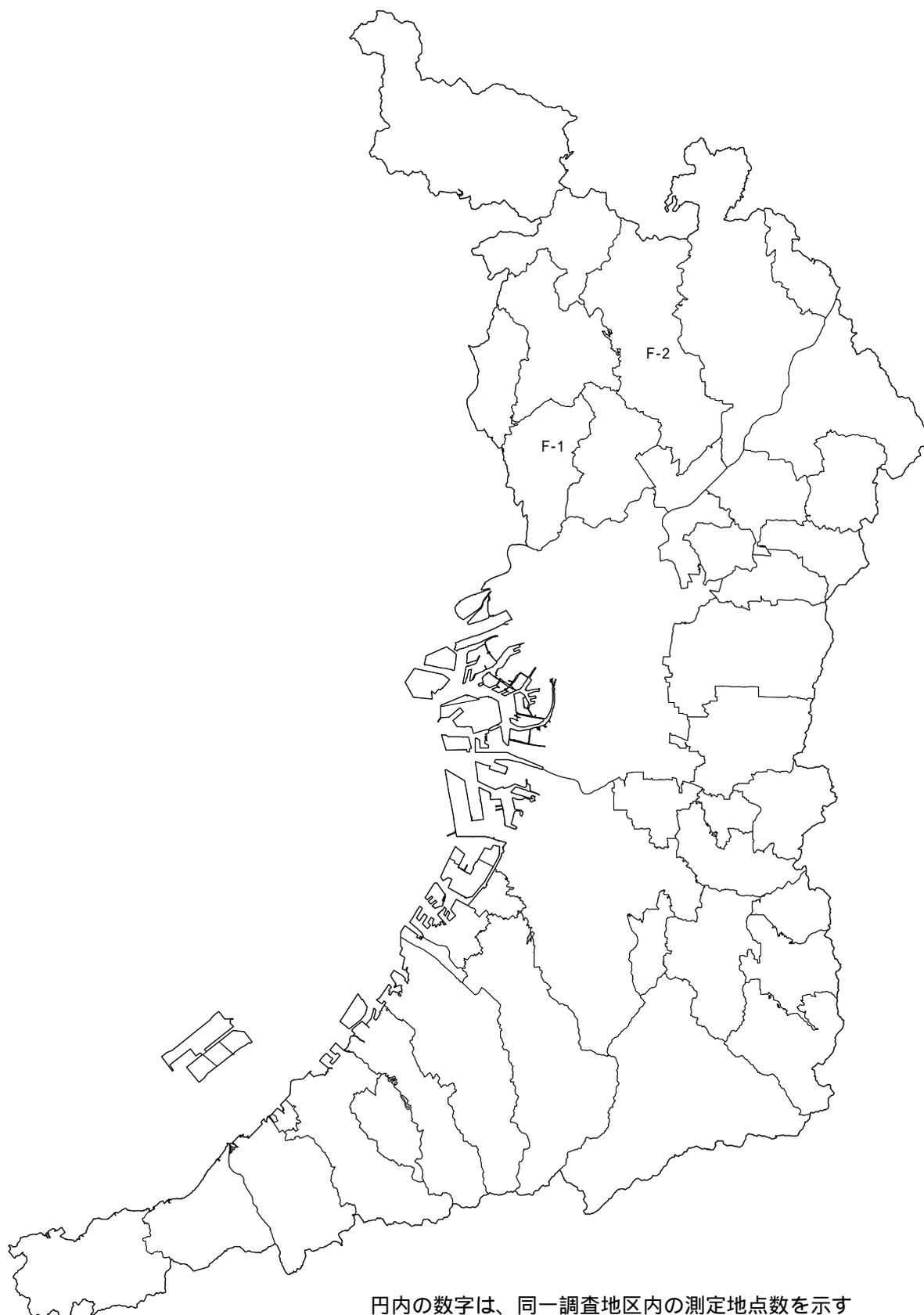
## 10 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

## 11 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



円内の数字は、同一調査地区内の測定地点数を示す

図 2 - 1 概況調査(定点方式)測定地区図  
(平成 21 年度)

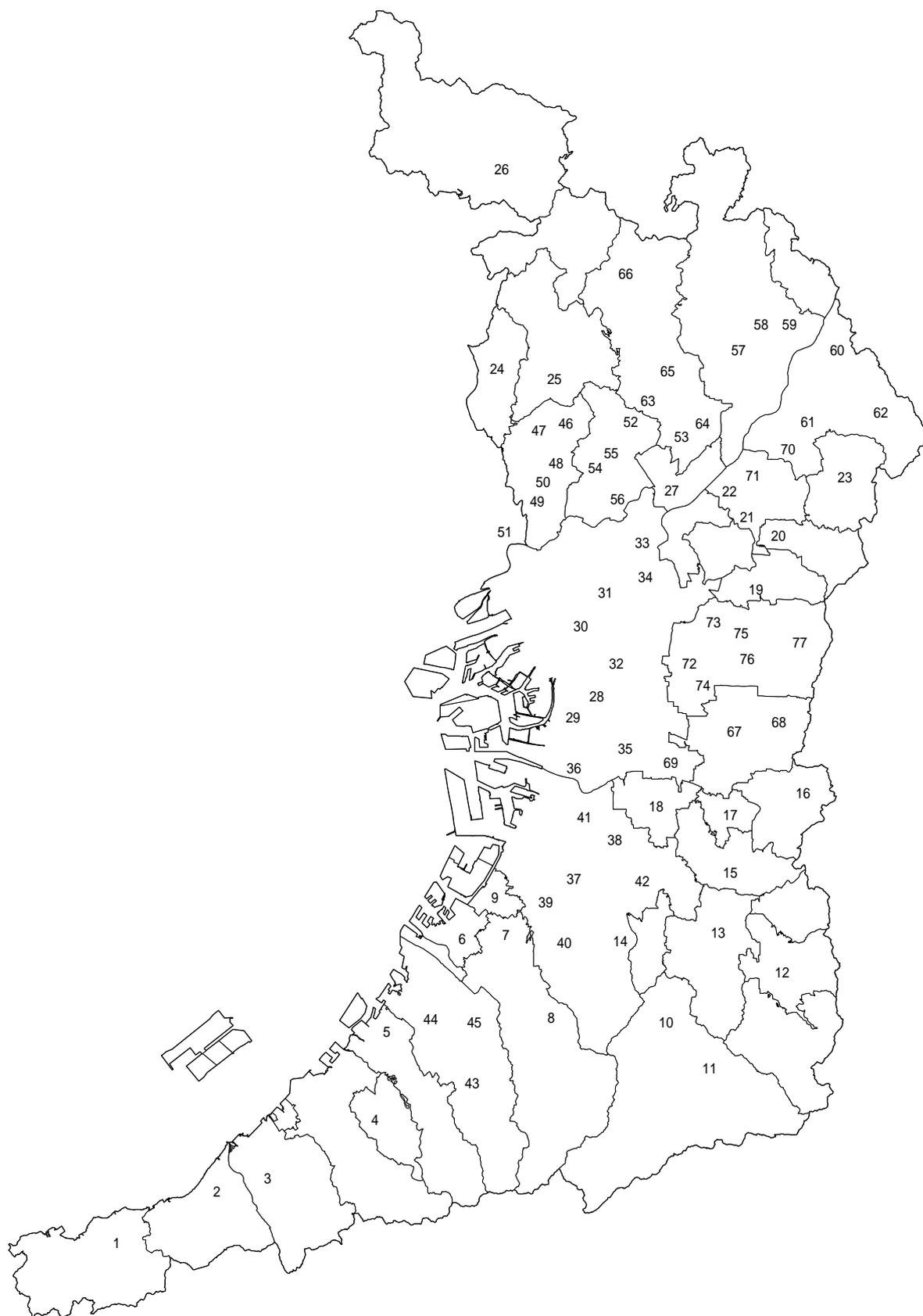


図 2 - 2 概況調査(ローリング方式)測定地点図  
(平成 21 年度)



円内の数字は、同一調査地区内の測定地点数を示す

図2 - 3 継続監視調査測定地区図  
(平成21年度)

## 測定地点数及び測定機関総括表

(平成21年度)

測定機関	測定地点数			合計
	概況調査		継続監視調査	
	定点方式	ローリング方式		
大阪府	0	27	64	91
国土交通省 近畿地方整備局	0	0	4	4
大阪市	0	8	7	15
堺市	0	7	4	11
岸和田市	0	3	7	10
豊中市	2	6	5	13
吹田市	0	5	6	11
高槻市	0	3	20	23
枚方市	0	3	15	18
茨木市	1	4	1	6
八尾市	0	3	6	9
寝屋川市	0	2	5	7
東大阪市	0	6	0	6
合計	3	77	144	224



別表2-3(1)測定地点一覧表(概況調査(ローリング方式))

測定地点		平成21年度																							
図中 地点 番号	所在地	カドミ ム	全 鉛	六価 鉛	砒素	総 水銀	ア ル コ ハ ル	PCB	四塩 化 炭素	1,2- ジクロ ロエチ レン	1,1- ジクロ ロエチ レン	1,1,1- ジクロ ロエチ レン	1,1,1,2- テトラ クロロ エチレ ン	1,1,1,2- テトラ クロロ エチレ ン	1,1,1,2- テトラ クロロ エチレ ン	1,1,1,2- テトラ クロロ エチレ ン	1,3- ジクロ ロベン ゼン	チオホ ス 酸 エチ ル	ホル ム アル デヒ ド	ベン ゼン	硝酸性・ 亜硝酸 性窒素	ア ム ノ ニ ア ク	測定 回数	測定 機関	
1	岬町																							1	大阪府
2	阪南市																							1	大阪府
3	泉南市																							1	大阪府
4	熊取町																							1	大阪府
5	貝塚市																							1	大阪府
6	泉大津市																							1	大阪府
7	和泉市																							1	大阪府
8	和泉市																							1	大阪府
9	高石市																							1	大阪府
10	河内長野市																							1	大阪府
11	河内長野市																							1	大阪府
12	河南町																							1	大阪府
13	富田林市																							1	大阪府
14	大阪狭山市																							1	大阪府
15	羽曳野市																							1	大阪府
16	相原市																							1	大阪府
17	藤井寺市																							1	大阪府
18	松原市																							1	大阪府
19	大泉市																							1	大阪府
20	四條畷市																							1	大阪府
21	門真市																							1	大阪府
22	守口市																							1	大阪府
23	交野市																							1	大阪府
24	池田市																							1	大阪府
25	箕面市																							1	大阪府
26	能勢町																							1	大阪府
27	摂津市																							1	大阪府
28	大阪市																							1	大阪府
29	大阪市																							1	大阪府
30	大阪市																							1	大阪府
31	大阪市																							1	大阪府
32	大阪市																							1	大阪府
33	大阪市																							1	大阪府
34	大阪市																							1	大阪府
35	大阪市																							1	大阪府
36	堺市																							1	堺市
37	堺市																							1	堺市
38	堺市																							1	堺市
39	堺市																							1	堺市
40	堺市																							1	堺市
41	堺市																							1	堺市
42	堺市																							1	堺市
43	岸和田市																							1	岸和田市
44	岸和田市																							1	岸和田市
45	岸和田市																							1	岸和田市









測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1	溶媒抽出ル-ム原子吸光法	0.01 以下	0.001
		" 55.2	電気加熱原子吸光法		
		" 55.3	ICP発光分光分析法		
		" 55.4	ICP質量分析法		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2	ピリジン-ピラジロ吸光光度法	検出されないこと	0.1
		" 38.1.2及び38.3	4-ピリジン加ホ-ン酸-ピラジロ吸光光度法		
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1	溶媒抽出ル-ム原子吸光法	0.01 以下	0.005
		" 54.2	電気加熱原子吸光法		
		" 54.3	ICP発光分光分析法		
		" 54.4	ICP質量分析法		
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1	ジフェニルピリジロ吸光光度法	0.05 以下	0.02
		" 65.2.3	電気加熱原子吸光法		
		" 65.2.4	ICP発光分光分析法		
		" 65.2.5	ICP質量分析法		
	砒素	JIS K 0102 61.2	水素化物発生原子吸光法	0.01 以下	0.005
		" 61.3	水素化物発生ICP発光分光分析法		
		" 61.4	ICP質量分析法		
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表2	溶媒抽出ガスクロマト法	検出されないこと	0.0005
	P C B	付表3	溶媒抽出ガスクロマト法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.02 以下	0.002
		" 5.2	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法		
		" 5.3.2	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002 以下	0.0002
		" 5.2	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法		
		" 5.3.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)		
		" 5.4.1	ヘッドスペースガスクロマトグラフ法(ECD)		
		" 5.5	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)		
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.004 以下	0.0004
		" 5.2	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法		
" 5.3.1		ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)			
" 5.3.2		ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)			
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.02 以下	0.002	
	" 5.2	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法			
	" 5.3.2	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)			
シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	同上	0.04 以下	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	1 以下	0.0005	
	" 5.2	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法			
	" 5.3.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)			
	" 5.4.1	ヘッドスペースガスクロマトグラフ法(ECD)			
	" 5.5	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)			
1,1,2-トリクロロエタン	同上	同上	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエチレン	同上	同上	0.03 以下	0.002	
テトラクロロエチレン	同上	同上	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002 以下	0.0002	
	" 5.2	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法			
	" 5.3.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)			
チウラム	付表4	高速液体クロマトグラフ法	0.006 以下	0.0006	
シマジン	付表5の第1	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法	0.003 以下	0.0003	
	付表5の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法(FTD)(ECD)			
チオベンカルブ	同上	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.2	ハ-ジ-トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)			
セレン	JIS K 0102 67.2	水素化合物発生原子吸光法	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102 67.3	水素化合物発生ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 67.4	ICP質量分析法			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(別表1-3)特殊項目欄 参照	(別表1-3)特殊項目欄 参照	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K 0102 34.1	ラタン-アリザリソグレキソ吸光光度法	0.8 以下	0.08	
	JIS K 0102 34.1 c)(注 <sup>6</sup> )第三文を除く。)及び付表6	イオンクロマトグラフ法			
ほう素	JIS K 0102 47.1	メソフール吸光光度法	1 以下	0.02	
	JIS K 0102 47.3	ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 47.4	ICP質量分析法			

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることををもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 総水銀に係る基準値について年間平均値として達成、維持することは、同一測定地点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満(以下「ND」という。))が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。
- 4 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 5 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 6 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の4及び5の桁数処理を行う。  
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 7 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 8 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。





大阪府

大阪府環境農林水産総合研究所 平成21年3月発行  
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-62 / TEL 06(6972)5862